**≪改正保険業法対応≫　『体制整備』の豆知識 （Vol.22/H28.11.14）**

豆知識Vol.22をお送りします。

今回も代理店自己点検の進め方のポイントを解説していきます。

**【業務遂行状況 その６】**

43）個人情報管理(その２)

　個人情報の保管・管理にあたって、以下のような「安全管理措置」が施されているかを点検します。

1. 個人情報が記載されている書類やCD-ROM等の記録媒体は施錠のできるキャビネット等に保管しているか。また、不在時、退社時には施錠しているか。
   * 退社時には仕掛り中の書類などを社内ルールで定められた施錠可能なキャビネットに保管していると思いますが、監査で訪問させていただくと、社内打合せや外出などによる「不在時」に、これらの情報が机上放置されていることが有ります。他の社員が誤って他の書類と混在させてしまう、あるいは、紛失させる等のリスクが考えられるので、一時不在の場合も指定キャビネットあるいは施錠できる脇机などに保管するようにして下さい。
2. 保険業務に使用するパソコンには、ログインパスワードを設定する、また、パソコンや電子媒体に顧客情報が含まれるデータファイルを保存する場合は暗号化やパスワード設定するなど、第三者がパソコンにアクセスできないようにしているか。

* 募集人のパソコンのドライブ内に保管されているファイルを確認すると「顧客名簿」や「年賀状リスト」のような大量の個人情報ファイルにパスワードが設定されていないケースが多く見られます。このような状況は、社内ルール違反は勿論のこと、個人情報保護法の安全管理措置にも反しますので早急に是正が必要です。代理店自己点検並びに月例点検等において、募集人のパソコンのドライブに保管されているファイルを必ず確認することとし、それを事前に社内告知することで、かなりの牽制効果が期待できます。
* 「パソコン内のファイルにパスワードを設定しなくても社内だから問題ない」という声も聞かれますが、現実には隣の席の募集人が不在時に盗み見て悪用したケースも有ります。残念な表現ではありますが、顧客情報管理については「性悪説」に立って万全を期すことが望ましいと思います。また、共有サーバーに社内ファイルを保管しているケースも有りますが、そこには個々の募集人の顧客情報を保管しないよう代理店としてのルールを決め、全員に周知することが必要です。

③　顧客情報が含まれる書類やパソコン、電子媒体（USBメモリー等）を携帯して外出する際は、車内等に放置せず、常時携行しているか。

※　以前は昼食時などに営業用のカバンを車内放置したまま車を離れて、盗難の被害に遭う事件もありましたが、最近はさすがに聞かなくなりました。代わりにUSBメ　　モリーなどの小型電子媒体を社外に持ち出した際に紛失する事故が増えています。

* 個人情報管理に関する体制整備は皆さんが最も頭を悩ましている項目であると思います。うまく機能している代理店は、社内ルールを社員に分かりやすい内容、文言に修正して周知しています。（保険会社から配布されたマニュアルなどは理解しにくい表現もあります。丸写しにせず、自社の社員に理解しやすい表現、内容に改めることも重要です）また、社内への周知徹底のため、全体ミーティングなどの機会に責任者が繰り返しルールの説明を行うとともに、自己点検や月例点検の際に「抜き打ち点検」を行い、社員への牽制や緊張感の醸成を図っている事例もあります。

◇　改正個人情報保護法は来年４月頃に施行が予定されています。現在、法律所は適用除外とされている小規模事業者（保有する個人情報が5,000人以下）も法改正により同法の対象となります。今後は規模には関係なく、全ての事業者（勿論、代理店を含む）は、個人情報保護法で定める「安全管理措置」を定めて遵守する体制整備が求められますので、従来以上に慎重にかつ的確に対応する必要があります。

* 改正個人情報保護法の概要は、「個人情報保護委員会」（公正取引委員会と同様の独立した権限を持つ行政機関として平成28年1月1日付けで内閣府の外局に設置された御行政委員会）が交付しているチラシや都道府県で実施される説明会を参考にしてください。⇒　<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal_2810leaf_smallbusinesses.pdf>

　　　　　＜作成：日本創倫株式会社 専務取締役ICオフィサー事業部長 風間 利也＞

[配信：日本代協事務局]